

監 査 報 告 書

監査委員より、別紙のとおり報告書の提出があった。

令和 7 年 3 月 3 日

七飯町議会議長 木 下 敏

監査報告第 2 号

行政監査報告書

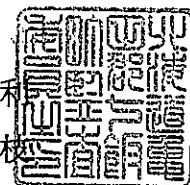
地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果について下記のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

七飯町監査委員 永 田 英

七飯町監査委員 神 崎 和



記

1 監査の目的

七飯町には、職務上の関連から町が事務局となり、任意団体が所有する町の公金に属さない現金及び通帳等を管理している場合がある。これらの管理については、七飯町財務会計規則等の適用対象外であり、財務及び経理上の審査等の対象とはならない。しかしながら、七飯町職員（以下「職員」という。）による公金以外の現金及び通帳等（以下「公金以外の現金等」という。）の取扱いにおいて事故等が発生した場合には、町の管理責任が問われることになる。このため、公金以外の現金等の取扱い状況を確認し、適正な事務の執行及び事件・事故の未然防止に資することを目的として行政監査を実施した。

2 監査の対象

令和5年度に、職員が職務に関連して取扱った公金以外の現金等を対象とした。ただし、職務と関係のない親睦会など任意で会計を担当しているものは対象外とした。

3 監査の実施期間

令和6年10月16日から令和7年2月18日まで

4 監査の実施内容

監査は、全課に対しあらかじめ調査票を送付し回答を求め、提出された調査票及び関係書類を審査するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、事務が適正に執行されているかについて確認を行った。

5 監査の主な着眼点

- (1) 公金以外の現金等の事務に必要な諸規定は制定されているか。またその内容は適正か。
- (2) 公金以外の現金等の管理は適切か。
- (3) 公金以外の現金等の経理事務のチェック及びその体制は適正か。
- (4) 職員が公金以外の現金等の経理事務を行う必要性はあるか。

6 監査の結果

公金以外の現金等を取扱っている課、件数等は以下のとおりである。

担当課	件数 (件)	任意団体名	決算時残額 (円)	町補助金
情報防災課	1	七飯町自衛隊家族会	261,420	
政策推進課	3	七飯町北海道新幹線建設促進期成会	84,546	○
		七飯町地域公共交通活性化協議会	945,834	○
		北海道国際交流センター七飯支部	132,933	
住民課	3	七飯町交通安全推進委員会	698,786	○
		七飯町交通安全指導員会	634,642	
		函館中央地区暴力追放運動推進協議会七飯支部	98,750	○
環境生活課	3	七飯町有害鳥獣駆除会	354,494	
		大沼ラムサール協議会	405,969	○
		赤松街道を愛する会	13,950	
福祉課	2	七飯町民生委員児童委員協議会	537,489	○
		日本赤十字社七飯分区	97,267	
商工労働 観光課	2	ななえ倶楽部	419,502	
		ななえ町物産振興協議会	579,681	○

農林水産課	10	七飯町地域担い手育成総合支援協議会	445,339	○
		七飯町家畜自衛防疫組合	429,437	
		仁山農地管理組合	1,266,138	○
		大中山農地管理組合	2,941,552	○
		桜町農地管理組合	2,128,768	○
		七飯中須田農地管理組合	94,415	○
		藤城農地管理組合	65,934	○
		大沼農地管理組合	4,738,546	○
		豊田農地管理組合	2,519,115	○
		鶴野農地管理組合	5,014,186	○
学校教育課	1	三木町小学生との交流事業実行委員会	0	○
学校給食センター	2	七飯町学校給食センター運営委員会（JA口座）	323,645	○
		七飯町学校給食センター運営委員会（うみ信口座）	14,756,556	○
生涯教育課	4	七飯町地域こども会育成連絡協議会	74,649	○
		七飯町文化協会	1,045,917	○
		七飯町文化団体協議会	772,093	
		七飯町文化協会（事業基金）	2,033,090	
スポーツ振興課	7	七飯町スポーツ協会	129,205	○
		七飯町スポーツ少年団本部	258,380	○
		トルナーレチャレンジカップ実行委員会	198,239	○
		ななえスポーツクラブぷらっと	397,295	
		三木町小学生スポーツ交流事業実行委員会	77,630	
		大沼湖畔駅伝競走大会実行委員会	581,839	○
		北海道日本ハムファイターズななえ後援会	468,787	
農業委員会	1	七飯町農業委員協議会	287,787	
議会事務局	2	七飯町議会議員会	279,920	
		七飯町森林・林業・林産業活性化推進議員連盟	132,137	

合 計	41		46,725,862
-----	----	--	------------

決算時の残高が100万円を超える任意団体の主な理由は以下のとおりである。

- 農地管理組合：農地維持支払事業の管理通帳であるため
- 七飯町学校給食センター運営委員会：学校給食費納入通帳であるため
- 七飯町文化協会：イベント関係支払い管理通帳であるため
- 七飯町文化協会（事業基金）：積立金納入通帳であるため

任意団体の管理体制調査概要は以下のとおりである。

項 目	有（件）	無（件）
通帳、印鑑の複数担当者の別管理の有無	41	0
通帳、現金及び印鑑の施錠可能場所での保管の有無	41	0
キャッシュカードの作成の有無	0	41
会則、規約などの有無	41	0
監査の有無	41	0
決算書作成の有無	41	0
収入簿、支出簿などの出納整理簿の整理の有無	41	0
請求書や領収書の整理の有無	41	0
任意団体事務の外部化を検討の有無	9	32

7 監査の意見

令和5年度において、職員が公金以外の現金等を取扱った件数は41件で、決算時の通帳残高は合計46,725,862円であった。これら公金以外の現金等は、七飯町財務会計規則等の適用対象外であり、経理についても会計管理者の審査対象外である。そのため、この取扱いに関する統一的な基準や規則等はなく、所管課の裁量に委ねられているのが実態である。しかしながら、職員がこれらの現金及び通帳等を取扱うからには、公金と同様に適正に管理しなければならず、管理上の問題があれば町がその責任を問われるのは当然である。他の自治体でこれらの現金の横領事件も発生しており、町においても事件・事故を未然に防ぐ対策が必要である。

今回の監査の結果、公金以外の現金等の事務は概ね適正に執行されていると認められた。一部改善点として、会計年度や事務局所在地を明記していない諸規定

は改正すること、会計年度内での収入・支出を徹底することを申し入れた。その後、諸規定の改正については修正したものを確認した。

今後も引き続き、通帳と印鑑の管理は別人とし、施錠できる保管庫等に保管することを継続するとともに、人事異動等の際は引き継ぎを徹底し、取扱いについては細心の注意を払い事務の執行に努めていただきたい。

また、庁舎内に任意団体の事務局を設置していることについては、町の業務との関連が密接で効率的に事務を遂行することができる等の理由から合理性があると考えられるが、自立運営できる任意団体においては、既に検討中のところもあるが事務の外部化を検討し、職員の現金管理のリスクを減らすよう努めていただきたい。